

## 明石市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）への意見募集

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に関して、明石市として新たに条例等を定めることとなりました。そこで、制定を予定している条例について、幅広く市民の皆さまのご意見を聴取するため意見募集を実施します。

### 1. 募集期間

令和元年12月10日（火曜日）～令和2年1月8日（水曜日）※当日消印有効

### 2. 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体
- (3) 市内に通勤又は通学されている方

### 3. 意見の提出方法

書式は自由ですが、提出にあたっては下記の事項を記入してください。また参考として「意見提出様式」を用意しましたのでご利用ください。

【必須事項】 意見を提出される方の住所・氏名・電話番号  
※団体等の場合は団体の名称及び代表者の氏名

【任意事項】 意見を提出される方の年齢・性別

### 4. 提出先

- (1) 持参の場合 明石市生活福祉課（明石市相生町2丁目5-15 北庁舎（旧保健センター）4階）  
（受付時間：土・日・祝日及び12/28-1/5を除く、8時55分～17時40分）
- (2) 郵送の場合 〒673-8686 明石市生活福祉課 条例担当 宛て  
（郵便番号を記載していただければ宛先の住所は不要です。）
- (3) ファックスの場合 FAX 番号：078-918-5406 明石市生活福祉課 条例担当 宛て
- (4) 電子メールの場合 アドレス：seikfuku@city.akashi.lg.jp  
※件名を「無料低額宿泊所に関する条例（素案）への意見」としてください。

### 5. 注意事項

- (1) 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。
- (2) 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- (3) 市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

### 6. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 提出いただいたご意見等については、住所、氏名、団体名等の権利利益を害する恐れがある情報等で公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- (2) 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しない等、厳重に取り扱います。
- (3) 住所・氏名・電話番号については、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため記入をお願いします。

【問い合わせ先】 明石市生活福祉課 TEL:078-918-5028 担当：今枝